

「（仮称）横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例」の制定についての市民意見と委員会の考え方（案）

1 意見の内容別件数

条例素案全体	14件
前文	0件
第1条 目的	0件
第2条 定義（対象行為含む）	24件
第3条 適用範囲	44件
第4条 議員の責務	4件
第5条 議長の責務	1件
第6条 研修等	11件
第7条 外部相談窓口	20件
第8条 対策委員会	16件
第9条 調査への協力	5件
第10条 対応措置	42件
第11条 プライバシーの保護及び秘密の保持	2件
第12条 不利益取扱いの禁止	11件
第13条 職務の代理	0件
第14条 委任	0件
附則（施行期日、適用、見直し等）	2件
※その他（素案の内容への意見ではないもの）	138件
合 計	334件

2 意見の概要と委員会の考え方（案）

【条例素案全体】 14件

番号	意見の概要	委員会の考え方
1	条例制定への賛同と早期・確実な実施を望む意見 (No. 57、68、89、110、155、178、181、198、214)	本条例は、現に議員の職にある者によるハラスメントの防止等を目的としており、条例の制定を通じて議員によるハラスメントの防止を推進してまいります。
2	議会活動及び行政監視機能が阻害されないよう配慮をすべき (No. 93、208)	本条例はハラスメントの防止等を目的とするものであり、正当な議会活動や行政監視活動を制限するものではありません。 ハラスメントの認定に当たっては、外部の弁護士等による調査を実施した上で、行為の態様、被害の程度、市会運営や職務遂行への影響などを総合的に考慮して判断します。 また、外部相談窓口及びハラスメント対策委員会に関わる弁護士については、弁護士会への推薦依頼により選任し、第三者性及び中立性の確保に努めます。
3	条例を制定しても実効性・抑止力に疑問がある (No. 69、147、158)	本条例では、第三者性を高めた外部相談窓口やハラスメント対策委員会を設置し、相談、調査及び再発防止のための対応措置に関する仕組みを定めています。これらの取組により、議員によるハラスメントの防止の実効性及び抑止力の確保を図ります。

【第2条 定義（対象行為含む）】 24件

番号	意見の概要	委員会の考え方
1	議員の地位・影響力を背景とする圧力等への対策を設けるべき (No. 106、122、144、191)	本条例は、議員から議員又は職員に対するハラスメントの防止等を目的としており、その行為の態様によってはパワー・ハラスメント又は第2条第2号エに規定する「その他のハラスメント」に該当する場合があります。
2	議員の議会活動における言動も広く対象とすべき (No. 106)	その行為の態様等によっては、本条例の適用範囲であるハラスメントに該当する場合がありますと考えられます。
3	集団的、反復的、間接的な嫌がらせ行為への対応をすべき (No. 106、122、170)	組織的・集団的な行為がハラスメントに該当するかどうかについては、個別の事案に基づいて判断されます。
4	ハラスメントに該当するか否かの具体例を示すべき (No. 105、119、135、138、141、149、178)	ハラスメントの定義については第2条に規定していますが、どのような行為がハラスメントに該当

番号	意見の概要	委員会の考え方
		するかは、人事院規則や厚生労働省の指針、判例等をもとに、専門的識見を有するハラスメント対策委員により判断されます。
5	ジェンダー・ハラスメントについても明記すべき (No. 91、121、187)	ジェンダー・ハラスメントについても、その態様によってはセクシュアル・ハラスメントやその他のハラスメントに該当する場合があります。ハラスメントの定義に関するご意見については、制度運用上の参考とさせていただきます。
6	言動だけでなく、行動についても対象とすべき、あらゆるハラスメントを防止できるようにすべき (No. 153、188、189)	本条例におけるハラスメントには言動だけでなく、行動も含まれます。また、条例で規定するハラスメントの対象については、附則で社会環境の変化や条例の施行状況等を勘案して見直すこととしています。
7	正当な議員活動・言論活動を萎縮させないための客観的基準を設けるべき (No. 93、145、208)	本条例は、全ての議員及び職員がその職責を果たすことができる良好で安全な環境を整えるために制定するものであり、その運用に当たっては、正当な議員活動等を萎縮させることがないよう、十分に留意します。

【第3条 適用範囲】 44件

番号	意見の概要	委員会の考え方
1	議員だけでなく市の管理職・責任職によるハラスメントも対象とすべき (No. 3、4、5、6、7、8、9、10、22、23、25、28、33、40、41、45)	本条例は「議員」によるハラスメントの防止等について必要な事項を定めるものです。市役所組織としての取組については、総務委員会（令和8年9月16日）において報告があったとおり、執行機関において条例化等の検討が別途進められています。
2	市長・副市長等の特別職も適用対象とすべき (No. 68、91、106、151、154、195、209)	本条例でハラスメントの対象となる職員には、市長や副市長などの特別職も含まれます。市役所組織としての取組については、総務委員会（令和8年9月16日）において報告があったとおり、執行機関において条例化等の検討が別途進められています。
3	行政側と議会側を包含する総合的なコンプライアンス条例とすべき (No. 154、168、183、195)	本条例は、二代表制のもと、市会が率先して自ら襟を正し、議員によるハラスメントの防止等を目的として制定するものです。なお、市役所組織としての取組については、総務委員会（令和8年9月16日）において報告があったとおり、執行機関において条例化等の検討が別途進められています。

番号	意見の概要	委員会の考え方
4	「議員から市民」へのハラスメントにも対応すべき (No. 63、92、106、111、164、171、172)	本条例の適用対象は、議員から議員又は職員に対するハラスメントとしています。議員と市民との関わり合いは多様な場面に及び、その関係性についても様々であるため、議員から市民へのハラスメント行為については、条例の適用対象とはしていません。 なお、附則では社会環境の変化や条例の施行状況等を勘案して見直すことを規定しています。
5	「市民から議員」へのハラスメントにも対応すべき (No. 164)	本条例は、市会が率先して自ら襟を正し、議員によるハラスメントの防止等を目的として制定するものであり、議員と市民との関わり合いは多様な場面に及び、その関係性についても様々であるため、市民から議員へのハラスメント行為については、条例の適用対象とはしていません。
6	民間企業の従業員・受託業者等も保護対象に含めるべき (No. 162、170、212)	本条例の適用対象は、議員から議員又は職員に対するハラスメントとしています。民間企業の従業員等との関係については、関係性や事案の態様が多样であり、条例による一律の対応になじまないことから、対象としていません。 なお、附則では社会環境の変化や条例の施行状況等を勘案して見直すことを規定しています。
7	学校教職員を適用対象として明記すべき (No. 67)	本市の教職員についても、本条例における職員の対象に含まれます。
8	研究者・医療従事者・大学・病院などへのハラスメントも対象とすべき (No. 106)	本条例に規定する職員の定義に該当する医療従事者等は、条例の対象となります。
9	議員秘書によるハラスメントも対象に含めるべき (No. 144、191)	秘書による行為であっても、その行為が実質的に議員の行為と同一視できる場合には、議員によるハラスメントに該当する可能性があります。
10	県議会議員・国会議員によるハラスメントも対象とすべき (No. 191)	本条例は、横浜市における事務に関して制定するものであることから、県議会議員や国会議員によるハラスメント行為は対象としていません。
11	横浜市に勤務している職員だけでなく、出向中の職員も条例の対象とすべき (No. 201)	ご意見を踏まえ、横浜市から出向中の本市職員も対象となるよう条文を修正します。

【第4条 議員の責務】 4件

番号	意見の概要	委員会の考え方
1	議員は謙虚さを持ち、品性を保って行動すべき (No. 71、159、169)	議員の役割・責務については、横浜市議会基本条例にも規定がありますが、本条例でも前文及び第4条に定めており、全ての議員は高い政治倫理と責任を自覚し、ハラスメントを行ってはならないと規定しています。
2	ハラスメントのない環境づくりは議員個人としてではなく、チームとして対応すべき (No. 203)	本条例は、市会全体として、ハラスメントの防止やハラスメントに起因する問題への適切な対応に取り組んでいくために制定するものです。

【第5条 議長の責務】 1件

番号	意見の概要	委員会の考え方
1	ハラスメントに起因する問題が生じた場合の議長の責務として具体的行動を明記すべき (No. 196)	本条例では、議長は、ハラスメント相談員の要請に基づきハラスメント対策委員会を設置し、同対策委員会の報告に基づく対応措置を講ずることなどを規定しています。具体的な措置は、第三者性を高めるため、対策委員会において調査審議することとしており、これに基づいて議長が判断します。

【第6条 研修等】 11件

番号	意見の概要	委員会の考え方
1	研修の内容・実施方法・実施頻度等を具体化すべき (No. 116、123)	ハラスメント防止に向けた取組を効果的に進めるため、研修の実施方法や実施頻度については、社会環境の変化及び条例の施行状況等を踏まえ、適切に判断し、研修内容の充実を図ってまいります。
2	研修受講を義務化し、受講状況を公表すべき (No. 123)	ハラスメント防止のための研修の実施を第6条で規定しており、議員は当然に研修を受講する必要があります。
3	具体的なハラスメント事例を用いた実践的な研修を実施すべき (No. 91、142、197)	ご意見を踏まえ、ハラスメント防止に向けて、実践的な事例の活用により研修内容の充実を図ってまいります。
4	人権意識・コンプライアンス意識を高める研修を充実すべき (No. 153)	ご意見を踏まえ、ハラスメント防止に向けて、人権意識やコンプライアンス意識の向上につながるよう、研修内容の充実を図ってまいります。
5	ジェンダーや、セクシュアル・ハラスメントに関する教育を強化すべき (No. 161)	ご意見を踏まえ、ハラスメント防止に向けて、ジェンダーやセクシュアル・ハラスメントに関する

番号	意見の概要	委員会の考え方
		内容を含め、研修内容の充実を図ってまいります。
6	人格修養・倫理向上を目的とした研修を実施すべき (No. 128、182)	ご意見を踏まえ、ハラスメント防止に向けて、人格修養や倫理向上に関する内容を含め、研修内容の充実を図ってまいります。
7	研修講師の中立性・公正性を確保すべき (No. 146)	研修講師の選任も含め、ご意見いただいた観点を十分に留意しながら研修を実施します。

【第7条 外部相談窓口】 20件

番号	意見の概要	委員会の考え方
1	相談窓口の独立性・第三者性を強化すべき (No. 102、106、118、150、153、208)	外部相談窓口の設置に当たっては、相談員には、ハラスメントに関して識見を有する外部の弁護士等を充てることを想定しており、弁護士会に推薦を依頼することで、独立性及び中立性の確保に努めます。
2	相談員にはハラスメントに関して専門性を有し、中立・公正な者を充てるべき (No. 93、146、196)	相談員は第三者性を確保する観点も踏まえ、弁護士会に推薦を依頼してハラスメントに関する識見を有する弁護士を充てることで、中立かつ公正な相談体制の運用に努めます。
3	第三者からの相談・情報提供を可能にすべき (No. 91、120)	本相談制度は、相談者本人の自己決定を尊重する観点から、本人による相談を対象としています。
4	匿名相談を認めるべき (No. 120、151)	匿名による相談については、事実確認や調査が困難となることから、実名による相談を前提としています。
5	虚偽のハラスメント相談への対応規定を設けるべき (No. 169、191)	相談は実名によるものとし、相談内容については、第三者による調査等を通じて事実関係を確認した上で判断することとしています。また、制裁等の対応規定を設けることで相談を委縮させないためにも、本条例では虚偽のハラスメント相談への対応規定を設けていません。
6	女性相談員の配置を義務付けるべき (No. 215)	相談員には、ジェンダーバランスが保たれることとなるよう、弁護士会に推薦を依頼することを想定しています。
7	職員代表を相談体制へ参画させるべき (No. 215)	本条例では、中立公正な相談体制とするため、ハラスメントに関する識見を有する外部の弁護士等を相談員として充てることを想定しています。
8	外部相談窓口は区単位にすべき、名称を見直すべき (No. 196、215)	外部相談窓口を区単位で設置する想定はありませんが、複数の弁護士に委任することで、適切に対応できる体制の構築を諮ります。外部相談窓口と

番号	意見の概要	委員会の考え方
		いう名称については、相談体制の第三者性を高めていることを明確にするために用いています。
9	外部相談窓口の設置に伴う費用は、市民の税金ではなく議員の報酬の一部から充てるべき (No. 188)	本条例は、市会として議員によるハラスメントの防止等を目的とするものであり、制度の運用に必要な費用について相談者や議員に負担を求めるのは適当ではないと考えます。

【第8条 対策委員会】 16件

番号	意見の概要	委員会の考え方
1	ハラスメント対策委員会の独立性・中立性を確保し、利害関係のない者を選任すべき (No. 93、118、123、208)	ハラスメント対策委員会の委員については、ハラスメントに関して識見を有する弁護士等を想定しています。選任に当たっては、弁護士会に推薦を依頼することにより、独立性、公正性、中立性の確保に努めます。
2	ハラスメント対策委員会は、外部有識者・第三者を中心とした委員構成とすべき (No. 89、106、151)	ハラスメント対策委員会の委員には議員を含めず、ハラスメントに関して識見を有する第三者たる弁護士を充てることを想定しています。
3	ハラスメント対策委員会の委員は、ハラスメントに関して専門性を有し、中立・公正な者を充てるべき (No. 146)	ハラスメント対策委員会委員の選任に当たっては、弁護士会にハラスメントに関し識見を有する弁護士の推薦を依頼することとします。
4	ハラスメント対策委員会の勧告権限を明確化すべき (No. 90)	ハラスメントが認定された場合には、ハラスメント対策委員会において公表を含めたハラスメントの再発防止のために必要な措置を審議し、その結果を踏まえて議長が必要な措置を講じます。なお、議長による措置が恣意的判断によるものではないことをより明確化するため、条文を修正します。
5	ハラスメントの認定や対応措置の判断基準を明確化すべき (No. 91、93、118)	ハラスメントの認定に当たっては、人事委員会規則や厚生労働省の指針、判例などを参照しつつ、個別の事案ごとに判定されます。また、措置の内容については、個別の事案ごとに、ハラスメント対策委員会において公表を含めたハラスメントの再発防止のために必要な措置を審議し決定します。
6	ハラスメント対策委員会の構成人数を増やすべき (No. 196)	ハラスメント対策委員会は、第三者性を確保し、ジェンダーバランスにも配慮した上で、慎重な調査審議を行うために必要な人数として、委員の数を3人としています。
7	女性委員を含めることを義務付けるべき (No. 215)	委員にはジェンダーバランスが保たれることとなるよう、弁護士会に推薦を依頼することを想定し

番号	意見の概要	委員会の考え方
		ています。
8	職員代表を委員会構成員に加えるべき (No. 215)	本条例では、中立公正に調査審議を行うため、ハラスメントに関する識見を有する外部の弁護士等を相談員として充てることを想定しています。
9	ハラスメント対策委員会の決定に対する異議申立制度を設けるべき (No. 215)	外部相談窓口及びハラスメント対策委員会のそれぞれにおいて、当事者等は、意見書の提出、書類・物件その他の立証に必要な資料を提出することができ、ハラスメント対策委員会においては、意見陳述の機会を与えなければならないことを規定しており、十分な手続保障を確保しています。

【第9条 調査への協力】 5件

番号	意見の概要	委員会の考え方
1	調査協力義務の有効性のため、調査拒否や非協力的行為、資料隠匿・虚偽説明等への対応を明確化する、又は制裁措置を設けるべき (No. 118、125、151、169、196)	調査への協力が十分に得られない場合について、制裁措置を設ける想定はありませんが、議員及び職員の調査への協力について規定を設け、誠実に対応しなければならないことを明文化しています。

【第10条 対応措置】 42件

番号	意見の概要	委員会の考え方
1	対応措置が軽すぎるため、より厳しい処分・罰則を設けるべき (No. 59、70、78、124、127、128、148、151、154、169、175、176、183、189、195、198、211)	議会の秩序維持や内部規律確保のための制度として、地方自治法に基づく懲罰がありますが、懲罰を科すに当たっては、法律上の懲罰事由に該当することや、議会運営との関連性があること等が必要とされていることから、地方自治法に基づき厳格に運用すべきものと考えています。
2	ハラスメントと認定された時は原則公表とすべき (No. 90、106、122、144、151、190、191、199、203、204)	公表については一律に行うのではなく、相談者の意向を尊重し、事案の内容・影響等を踏まえて判断します。ハラスメントの態様、被害の程度、市会運営や職務遂行への影響などを総合的に勘案し、被害の拡大防止のため必要と認められる場合に公表を行います。
3	ハラスメントと認定された時は、実名による記者発表を義務付けるべき (No. 173、174)	本条例では、対策委員会の報告を基に、公表を含む必要な措置を講ずることとしています。公表の範囲及び方法については、相談者の意向を尊重し、事案の内容・影響等を踏まえ、事案ごとに適切に対応してまいります。

番号	意見の概要	委員会の考え方
4	公表内容は市民に伝わるようにすべき (No. 106、142、144、215)	議長は、ハラスメントを行った議員の氏名、事案の内容、調査結果等の全部又は一部の公表その他の必要な措置を講ずることとし、公表の際は、相談者の意向を尊重し、事案の内容・影響等を踏まえて適切に対応してまいります。
5	職員等の被害者に対する業務面や精神面のサポートを充実すべき (No. 151、182)	外部相談窓口の相談員等は、相談者に対しても必要に応じて助言等を行います。
6	被害者に対する地位の保全や求償制度を盛り込むべき (No. 125)	本条例はハラスメント防止等を目的としており、被害者への求償制度などを対応措置として規定することは予定していません。
7	被害者に対する接近禁止、当該部署への立入禁止の措置を設けるべき (No. 118、175、176)	条例において、被害者に対する接近禁止や当該部署への立入禁止を設けることの可否や、議員の活動を制限することの適否の問題もあるため、困難と考えます。
8	公表前の各会派の代表者等への報告は、無所属議員がハラスメントを行った場合、その議員に報告するのか (No. 125)	公表前の議員への報告については、他の議員への情報提供を目的としています。なお、ハラスメントを行ったと認められる議員本人に対しては、議長から当該議員に対する通知が行われることを想定しています。
9	対応措置は議長等による恣意的・裁量的な判断とならないようにすべき (No. 90、151)	ご意見を踏まえ、対策委員会の報告を踏まえる旨が明確となるよう条文を修正します。

【第11条 プライバシーの保護及び秘密の保持】 2件

番号	意見の概要	委員会の考え方
1	相談者・関係者の秘密保護を徹底すべき (No. 89、120)	本条例では、議員だけでなく、外部相談窓口の相談員や対策委員会の委員その他のハラスメント相談に関わる事案に携わる者も含めて、プライバシーの保護及び秘密の保持について規定しています。

【第12条 不利益取扱いの禁止】 11件

番号	意見の概要	委員会の考え方
1	相談者・被害者に対する報復行為を明確に禁止すべき (No. 91、106、126)	被害を受けた方が安心して本条例による相談等ができるよう、第12条で相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いを禁止しています。
2	相談者や関係者が安全に守られる仕組みにすべき (No. 90、120、153、182、200、202、210)	第12条で当事者等に対する不利益な取扱いを禁止するとともに、当事者等のプライバシー保護及び秘密保持について第11条に規定し、外部相談窓口及びハラスメント対策委員会を設置し、第三者性を確保した運用を行います。
3	相談したことによって事業執行に不利益が生じないことを保障すべき (No. 120)	本条例では、ハラスメント相談を行ったこと等を理由に、議員が当事者等に対し不利益な取り扱いをしてはならないことを規定しています。

【附則】 2件

番号	意見の概要	委員会の考え方
1	条例の適用を施行後の事案のみに限定すべきではない (No. 122)	条例は原則として遡及適用しないこと、条例の対象とするハラスメント行為は、本条例の施行によって明らかになることから、本条例は施行後に行われたハラスメント行為を対象としています。
2	条例施行後の検証・見直し規定を設けるべき (No. 118)	条例施行後の見直しについては、附則第3項において規定しており、社会環境の変化及び条例の施行状況を勘案して、検討することを規定しています。

【その他】 138件

番号	意見の概要	委員会の考え方
1	全容を解明するために百条委員会による調査を行うべき (No. 66、154、168、195、200)	地方自治法第100条第1項に基づく調査は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができることされており、調査の可否については、案件ごとに議会で議論して決定します。
2	相談件数やハラスメント認定件数、対応措置の実施件数等の実施状況を毎年度公表すべき (No. 118)	実施状況の公表については、今後検討してまいります。また、本条例の運用に当たっては透明性の確保に留意してまいります。
3	議員によるハラスメント（の疑いのある）言動について、実態調査・検証すべき (No. 12、69、88、91、92、93、106、139、140)	個別の事案については回答を差し控えますが、実態調査の必要性については、本条例の施行状況を踏まえつつ、検討してまいります。

番号	意見の概要	委員会の考え方
4	議員に対するハラスメント事案について再検証すべき (No. 60)	個別の事案については回答を差し控えます。
5	議員の活動や言動に対する個別のご意見 (No. 117、152、165、167、182、206、213)	個別の事案については回答を差し控えます。
6	議員による不当な要求・命令に対する拒否権を明記すべき (No. 154、183、195)	議員と議員又は職員との間には法律上の命令権は規定されていませんが、本条例に基づくハラスメント防止等の取組は、議員からの不当な要求を予防することにつながると考えます。
7	議員の個人呼称について「先生」呼びは上下関係を生みかねないので廃止すべき (No. 156、159、207)	今後の運用の参考とさせていただきます。
8	特定要望記録・公表制度を所管する市長部局、刑事事件を所管する警察機関との連携に関するご意見 (No. 121、191)	今後の運用の参考とさせていただきます。
9	職員とのやりとりで客観的な証拠を保全できる仕組み（防犯カメラ・録音等）の導入に関するご意見 (No. 122)	今後の運用の参考とさせていただきます。
10	ハラスメントを行うおそれのある者が議員等になることを防止する仕組みに関するご意見 (No. 160、198)	本条例は現職議員を対象としたハラスメント防止等を目的とするものです。
11	不適切又は客観的根拠を欠く発言への議長及び委員長による適切な議事整理、会議録の訂正・発言の取消し等の事後対応、議事運営上の責任検証並びに首長に対する監視・是正の仕組みを整備すべき (No. 91、106、151)	本条例は横浜市会議員によるハラスメントの防止等を目的とするものであり、本会議や委員会の運営方法等について規定することは想定していません。
12	職員間のトラブル、人事労務関連の課題等、素案の内容に直接該当しないご意見 (No. 1ほか100件)	本条例は議員から議員又は職員に対するハラスメントを適用範囲とするものであり、職員間のハラスメントや人事労務関連の課題等は対象としていません。なお、市役所組織としての取組については、総務委員会（令和8年9月16日）において報告があったとおり、執行機関において条例化等の検討が別途進められています。

横浜市会議員のハラスメント防止等に関する条例（素案）の修正等（案）

1 第2条第1項（定義）

市民意見募集におけるご意見（No. 201）を踏まえ、本市に在籍したまま他の団体等に勤務する出向者についても、本条例の適用対象となることを明確にするため、職員の定義に係る規定を修正する。

修正前	修正後（案）
(i) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職並びに同条第 3 項第 1 号及び第 1 号の 2 に規定する特別職（議員を除く。）であって、本市に勤務する者をいう。	(i) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職又は同条第 3 項第 1 号若しくは第 1 号の 2 に規定する特別職（議員を除く。）に属する地方公務員であって、かつ、本市に属し、又は勤務する者をいう。

2 第2条第2項（定義）

当該言動を受ける者を指す用語を「相手方」に統一することにより、行為者との関係における対象者を明確にする等のため、ハラスメントの定義に係る規定を修正する。

修正前	修正後（案）
ア セクシュアル・ハラスメント <u>他の者</u> を不快にさせる性的な言動	ア セクシュアル・ハラスメント <u>相手方</u> を不快にさせる性的な言動
イ パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、 <u>他の者</u> に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、 <u>相手の</u> 人格若しくは尊厳を傷つけ、又は議員の活動環境若しくは職員の勤務環境（以下「勤務環境等」という。）を害するもの	イ パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、 <u>相手方</u> に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、 <u>相手方</u> の人格若しくは尊厳を傷つけ、又は議員の活動環境若しくは職員の勤務環境（以下「勤務環境等」という。）を害するもの

修正前	修正後（案）
ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと <u>若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により活動又は勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動により他の者の勤務環境等を害するもの</u>	ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと、 <u>妊娠若しくは出産に起因する症状により活動し、若しくは勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動により勤務環境等を害するもの</u>
エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、 <u>誹謗中傷その他相手</u> を不快にさせる言動であって、 <u>相手</u> の人格若しくは尊厳を傷つけ、又は勤務環境等を害するもの	エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、 <u>誹謗中傷その他相手方</u> を不快にさせる言動であって、 <u>相手方</u> の人格若しくは尊厳を傷つけ、又は勤務環境等を害するもの

3 第8条第4項（対策委員会）

対策委員会による「事実関係の調査」と「ハラスメントの認定及び評価」は独立した業務であり、別の号に区分することで手続を明確化するため、対策委員会の所掌事項に係る規定を修正する。

修正前	修正後（案）
(1) 事実関係の調査 <u>並びにハラスメントの認定及び評価</u> (2) ハラスメントの再発防止のために必要な措置	(1) 事実関係の調査 (2) <u>ハラスメントの認定及び評価</u> (3) ハラスメントの再発防止のために必要な措置

4 第10条第2項（対応措置）

「被害の継続」と「ハラスメントの再発」がそれぞれ独立した防止対象であることを明確にするため、対応措置に係る文言を整理する。

また、市民意見募集におけるご意見（No.90、151）を踏まえ、対策委員会による調査、認定及び評価を経た報告に基づいて措置を講じることを明示し、議長による措置が恣意的判断によるものではないことを明確化するため、対応措置に係る規定を修正する。

修正前	修正後（案）
（中略）ハラスメントによる被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、あらかじめハラスメント相談を申し出た者の意見を聞いた上で、ハラスメントを行った議員の氏名、事案の内容、調査結果等の全部又は一部の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。（中略）公表しようとするときは、あらかじめ（中略）	（中略）ハラスメントによる被害の継続若しくは <u>ハラスメントの再発</u> を防止するためやむを得ないと認めるときは、あらかじめハラスメント相談を申し出た者の意見を聞いた上で、 <u>第8条第4項の報告に基づき</u> 、ハラスメントを行った議員の氏名、事案の内容、調査結果等の全部又は一部の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。（中略）公表しようとするときは、あらかじめ、（中略）

5 第12条（不利益取扱いの禁止）

「ハラスメント相談を行ったこと」及び「外部相談窓口又は対策委員会による調査に協力したこと」を含む、ハラスメント相談に関する一切の対応を理由とする不利益な取扱いを禁止する趣旨を明確にするため、不利益取扱いの禁止に係る規定を修正する。

修正前	修正後（案）
議員は、ハラスメント相談を行ったこと、外部相談窓口又は対策委員会による調査に協力したことその他 <u>の</u> ハラスメント相談に関する対応を理由として、当事者等に対し不利益な取扱いをしてはならない。	議員は、ハラスメント相談を行ったこと、外部相談窓口又は対策委員会による調査に協力したことその他ハラスメント相談に関する対応を理由として、当事者等に対し不利益な取扱いをしてはならない。

6 第13条（職務の代理）

職務代理の対象が、条例に基づいた議長に属する権限であることを明確化するとともに、副議長による職務代理の根拠となる地方自治法の規定を正確に引用するため、職務の代理に係る規定を修正する。

修正前	修正後（案）
この条例の規定による権限の行使は、ハラスメント相談に係る事案の当事者が議長のときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第106条の規定に準じて副議長が、議長及び副議長がともに当事者となったときは、同法第107条の規定に準じて年長の議員がその職務を代理する。	この条例の規定による <u>議長に属する</u> 権限の行使は、ハラスメント相談に係る事案の当事者が議長のときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第106条第 <u>1項</u> の規定に準じて副議長が、議長及び副議長がともに当事者となったときは、同法第107条の規定に準じて年長の議員がその職務を代理する。

7 附則第2項（適用）

行為者及び相手方がそれぞれ議員又は職員の職にあることを明確にするための重複表現を整理するため、本条例の適用に係る附則を修正する。

修正前	修正後（案）
この条例の規定は、施行日以後に行われたハラスメントのうち、当該ハラスメントが行われた際現に議員の職にある者から他の議員又は職員の職にある者が受けたハラスメントについて適用する。	この条例の規定は、施行日以後に行われたハラスメントのうち、当該ハラスメントが行われた際現に議員の職にある者（以下この項において「 <u>現職議員</u> 」という。）から他の <u>現職議員</u> 又は <u>現に</u> 職員の職にある者が受けた <u>もの</u> について適用する。

8 その他文言修正

修正前	修正後（案）
【前文（第2段落）】 近年、ハラスメントの問題は（中略）	近年、ハラスメントの問題は、（中略）
【前文（第3段落）】 （中略）ハラスメントに関する知識を習得し、その理解を深め、 <u>その</u> 防止に（中略）	（中略）ハラスメントに関する知識を習得し、その理解を深め、 <u>ハラスメントの</u> 防止に（中略）
【第1条（目的）】 （中略）全ての議員及び職員がその職責を <u>遂行</u> できる（中略）	（中略）全ての議員及び職員がその職責を <u>果たすことができる</u> （中略）

修正前	修正後（案）
【第４条第２項（議員の責務）】 議員は、（中略）誠実な態度をもって自ら事実を明らかにしなければならない。	議員は、（中略）自ら誠実な態度をもって事実を明らかにしなければならない。
【第７条第１項（外部相談窓口）】 （中略）（以下「ハラスメント相談」という。）に対応するため、（中略）設置する。	（中略）（以下「ハラスメント相談」という。）に対応するための<u>窓口として</u>、（中略）設置する。
【第７条第３項（外部相談窓口）】 相談員は、ハラスメント相談に関し、次の事項について対応するものとし、その内容を議長へ報告しなければならない。	相談員は、ハラスメント相談に関し、<u>次に掲げる事項</u>について対応するものとし、その内容を議長へ報告しなければならない。
【第７条第５項（外部相談窓口）】 当事者等は、（中略）必要な資料を提出することができる。	当事者等は、<u>相談員に対し</u>、（中略）必要な資料を提出することができる。
【第７条第６項（外部相談窓口）】 相談員は、ハラスメント相談に係る<u>問題</u>が当事者等及び市会の運営に及ぼす影響を総合的に考慮して（中略）判断した場合は、議長に対し、次条に規定する<u>委員会</u>の設置を要請するとともに、（中略）情報及び資料等を引き継ぐものとする。	相談員は、ハラスメント相談に係る<u>事案</u>が当事者等及び市会の運営に及ぼす影響等を総合的に考慮して（中略）判断した場合は、議長に対し、次条に規定する<u>横浜市会ハラスメント対策委員会</u>の設置を要請するとともに、（中略）情報及び資料を引き継ぐものとする。
【第１１条（プライバシーの保護及び秘密の保持）】 （中略）ハラスメント相談に<u>関わる</u>事案に携わる者は（中略）	（中略）ハラスメント相談に<u>関する</u>事案に携わる者は（中略）

９ 備 考

本条例の施行日や本条例に基づく取組等の詳細については、本条例の制定後、議長決裁により規程で定める。